

西条市農業委員会 平成29年度第9回総会 議事録

1. 日 時 平成29年11月24日(金) 午後2時00分から午後2時35分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.83%
推進委員 出席者 23名 欠席者 7名 出席率 76.67%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	20番 佐伯 祐介
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	21番 玉井 明
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	22番 戸田 博明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	23番 眞鍋 美鈴
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	24番 高橋 忠親
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一	
	7番	西原 昇	17番	青野 武	
	9番	長谷川 孝師	19番	玉井 一男	

○欠席者氏名

18番 佐伯 賢造

○推進委員出席者氏名

委 員	2番	石橋 和欽	12番	森田 忠茂	28番 桑原 俊樹
	3番	一色 達夫	13番	一色 和成	29番 曾我 敏数
	4番	高橋 豊重	14番	稲井 重弘	30番 今井 文雄
	5番	伊藤 正夫	16番	瀬良 隆彦	
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	
	7番	日野 哲也	18番	四之宮 明	
	8番	宮武 恭宏	23番	永井 正幸	
	9番	岡本 省三	24番	石川 清幸	
	10番	安藤 英利	26番	越智 勝邦	
	11番	栗田 房信	27番	玉井 隆志	

○欠席者氏名

1番 渡辺 春正 15番 武田 義臣 19番 眞鍋 幸正 20番 高橋 正

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明の承認について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第5号 農地法第5条の規定による買受適格証明の承認について
議案第6号 農業転用事業計画変更に対する意見の決定について
議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
報告事項 報告承認案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 功 東予分室長 谷本 仁志
事務局次長 渡邊 賢一郎
事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

事務局	それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第9回総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
	【議長選出】
事務局	それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により会長が行うこととなっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。
	【会長、議長席に着く】
議 長	ただ今から、平成29年度 第9回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。

越智兼正 委員、山田好一 委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が、推進委員から、1番 渡辺春正 委員、

15番 武田義臣 委員、19番 眞鍋幸正 委員、

20番 高橋 正 委員、21番 高橋寿夫 委員、

25番 渡部 靖 委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の井上、越 智の両君にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書 3 ページ、議案第 1 号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 事務局の渡邊です。よろしく申し上げます。失礼して、着座にてご説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

43号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

44号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

45号は、〇〇氏が、〇〇氏から、利用権の設定を受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

46号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

47号は、〇〇氏が、〇〇氏から、小作地解放を受けようとする申請であります。

48号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

49号は、〇〇氏が、〇〇氏から、利用権の設定を受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

50号は、〇〇氏及び、〇〇氏が、互いに隣接する農地の境

事務局	<p>界の凸凹を正し、直線に整理するため、〇㎡の所有権移転を図ろうとする申請でございます。</p> <p>51号は、〇〇氏が、〇〇氏から、利用権の設定を受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>52号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>以上10件、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上、10件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。</p>
地区委員	<p>43号 問題ありません。</p> <p>44号 問題ありません。</p>
〇〇委員	<p>45号 説明いたします。</p> <p>〇〇氏の土地、〇〇㎡の内、現在、約半分が駐車場になっております。その駐車場を、元の畑に戻さないと、3条の許可はできないとして、保留とします。</p>
議長	<p>わかりました。とりあえず先に、他の案件の意見だけお伺いしたいと思います。46号から52号まで、報告をお願いいたします。</p>
地区委員	<p>46号 問題ありません。</p> <p>47号 問題ありません。</p> <p>48、49号 問題ありません。</p> <p>50号 問題ありません。</p> <p>51号 問題ありません。</p> <p>52号 問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、先ほどご意見のありました、45号につきましてご協議をお願いしたいと思います。</p> <p>地元の委員さんから先ほどのご意見がございましたが、保留にしたいという案件でございますがいかがいたしましょうか。</p>
〇〇委員	<p>先ほど、事務局にも個別にご指導いただきましたが、本地は、志河川ダムの関係で8年間5条申請ができない。</p> <p>所有者には、3条ができないのであれば、5条申請をしてはどうかという話をしてみたが、青地であり規制があるため、客土等を行い、現行の畑に戻さないと3条の許可は出ないと農業委員としては判断をしている。</p>

- 議 長 先ほどの、〇〇委員からのご意見に対しましてご意見ございませんか。
- 45号につきまして、保留ということよろしいでしょうか。農業委員の皆さん、挙手をお願いします。
- (参加農業委員 全員挙手)
- 議 長 ありがとうございます。挙手全員ということでございますので、45号につきましては、今回、保留ということにさせていただきます。よろしく願いいたします。
- その他、全般にご意見等ございませんか。
- 〇〇委員 〇〇地区〇件の案件で、抵当物件の案件が多く出ました。具体的には、説明する時間はございませんが、抵当物件が付いている場合の、農業委員の考え方を、事務局の方からご指導いただきたい。個人的にはお聞きしたのですが。
- 議 長 わからない委員さんもいらっしゃるので、一度、事務局の方で説明をお願いします。
- 事務局 失礼します。この場合、3条申請の農地について、抵当権のついている案件についての対応の仕方ですが、農業委員会の審議としては、3条も4条も5条も同じですが、農業分野でのみの審査ということになります。裁判となり判例も出ていますが、農地について、抵当権、他には、仮差押え等が付いている場合もございますが、それらは、3条を許可しないという根拠にはなりません。抵当物件は、持ち主が変わっても、債務債権の継承ということで第三者の手に渡ってしまうという可能性もありますが、それをもって許可しないということは、農業委員会としてはできないということであります。審査の範囲は、農業分野に限られるということでございます。
- 以上です。
- 議 長 ありがとうございます。今の、事務局の意見を始め、この件に対して質問等ございませんか。
- 〇〇委員 3条申請をするときに、付帯書類として、債権者の同意というのは必要なのか。その同意が無くても、3条申請はできるのか。
- 事務局 はい。同意書は必要ございません。

〇〇委員 わかりました。

議 長 他に、質問等ございませんか。
農業委員としては、弱いところもあり、農業分野での審査しかできないこととなっている。その辺を踏まえて、農家さんにはお伝えいただきたいと思います。
また、細かい点については、事務局と相談していただけたらと思います。

他に、ご質問等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、1件は保留とし、9件については、原案どおり許可することといたします。

買受適格 証明関係

続きまして、7ページ、議案第2号、農地法 第3条 第1項 を目的とする買受適格証明願を議題といたします。まず、第6号について、審議いたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。 8ページをお願いいたします。
6号は、〇〇氏が、公売参加のため、買受適格証明書の交付を申請するものでございます。
以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1件、提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 6号 問題ありません。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、

議 長 以上、1件を、原案どおり承認することとし、証明書を交付いたします
続いて、第7号 について、審議いたします。
本件について、〇〇委員は、当公売農地の入札予定者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。
7号は、〇〇氏が、公売参加のため、買受適格証明書の交付を申請するものでございます。
以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上、1件でございますが、いかがいたしましょうか。
ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 7号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件を、原案どおり承認することとし、証明書を交付いたします。
以上で 〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場・着席)

議 長 審議を再開します。
次に、9ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

事務局	20号は、〇〇氏が、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。 以上1件、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議お願ひいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願ひします。
地区委員	20号 問題ありません。
議長	他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議長	ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法 第5条 関係

次に、11ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局	<p>それではご説明申し上げます。12ページをお願ひいたします。</p> <p>115及び116号は、〇〇会社が、〇〇氏 外〇名から、所有権移転並びに、賃借権の設定を受け、ホテル、温泉施設、店舗等の複合施設を開発しようとする申請でございましたが、期日までに、関連書類の整備が整いませんでしたので今回は保留とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>117号は、〇〇会社が、〇〇氏 外〇名から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。</p> <p>118号は、〇〇 外〇が、〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。</p> <p>119号は、〇〇氏が、〇〇氏から所有権移転を受け、貸し車両置き場に転用しようとする申請でございます。</p> <p>120号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。</p> <p>121号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとする申請でございます。</p> <p>122号は、〇〇会社が、〇〇氏 外〇名から所有権移転を受</p>
-----	---

事務局	け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。 以上6件、ご審議よろしくお願いたします。
議長	以上、6件提案いたしますので、よろしくご審議お願いたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いたします。
地区委員	117号 問題ありません。 118号 問題ありません。 119号 問題ありません。 120号 問題ありません。 121号 問題ありません。 122号 問題ありません。
議長	他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議長	ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上6件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
	農地法第5条の規定による買受適格証明の承認について
	次に、15ページ、議案第5号、農地法第5条第1項目的の買受適格証明願に対する意見の決定を議題といたします。 議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	それでは、ご説明させていただきます。 2号は、〇〇会社が、露天駐車場への転用を目的として、公売に参加するため、買受適格証明書の交付を申請するものでございます。 以上1件、ご審議よろしくお願いたします。
議長	以上1件提案いたしますので、よろしくご審議お願いたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いたします。
地区委員	2号 問題ありません。
議長	他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

次に、17ページ、議案第6号、農業振興地域整備計画変更について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。18ページをお願いいたします。

9号は、〇〇氏が、農業用倉庫を建設するため、申請地を農業用施設用地に用途区分変更しようとする申請でございます。

申請地はいわゆる青地のため、まずは農業振興地域の整備に関する法律の手続きを完了したのちに、農地法の手続きに入るとなっております。

以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 9号 問題ありません。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用 集積計画 関係

次に、20ページ、議案第7号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各要件は満たしております。

詳細につきましては、議案書をご覧ください、ご審議23ページから43ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の件数は、91件、面積は、32万3千665.75㎡となっております。

また、所有権の移転は、2件、面積は、2,563㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

委員一同 報告承認案件

議長 次に、44ページ、報告承認案件について、事務局から報告願います。

事務局 平成29年10月16日から、平成29年11月2日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を39件受理いたしました。以上、報告を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。以上で、通知、届出等の報告を終わります。他に何かありませんか。

無いようでございますので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による買受適格証明の承認について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認

議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条の規定による買受適格証明の承認について	原案承認
議案第6号	農振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認

9. 閉会の日時

平成29年11月24日 午後2時35分